

2 林整計第 589 号

令和 3 年 2 月 5 日

各都道府県森林整備保全事業担当部長 殿

林野庁森林整備部計画課課長

森林整備保全事業の請負工事費算定における見積りの活用による積算
の試行について

森林整備保全事業の請負工事費を算定する設計単価等について見積りを活用して積算する場合の取扱いは、「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて」（平成 11 年 7 月 1 日付け 11-13 林野庁指導部長、国有林野部長通知）に定めており、積算価格と実勢価格との間に乖離が生じた場合の積算についても同様としていたところであるが、積算価格と実勢価格との間に乖離が生じた場合の取扱いについて、当分の間、別紙により取り扱うこととしたので通知する。

担当：計画課施工企画調整室施工技術班

別紙

1. 対象工事

(1) 発注者の積算価格と実勢価格の間に乖離が生じたことにより、入札不調や不落（以下「入札不調」という。）が発生し、再度公告する治山（森林整備を除く）及び林道工事（以下「工事」という。）を対象とする。

また、過去に入札不調となった工事の近隣地域における工事又は発注者の積算価格と実勢価格の乖離が予測される工種等を含む工事については、当初の発注時点において見積りの活用による積算ができるものとする。

(2) 見積りの活用による積算の試行を行う工事は、入札説明書等において歩掛、単価等を公表するものとする。

2. 対象項目

(1) 直接工事費のうち、発注者の積算価格と実勢価格が乖離している又は乖離が予想される工種を対象とする。

なお、当該工種の施工に必要となる仮設費についても対象とすることができるものとする。

(2) 共通仮設費及び現場管理費のうち、現場条件等により積上げ計算する額と実勢価格が乖離している又は乖離が予想される項目を対象とする。

3. 見積りの徴収方法

(1) 原則として、競争参加有資格者名簿に記載されており、発注する工種を含んだ工事又は類似工事の施工実績を有する者に見積りの作成を依頼し、3者以上から徴収する。

(2) 当該工事を発注する支出負担行為担当官等は、別紙様式1により見積りの作成を依頼し徴収する。

(3) 依頼された者が施工条件等を十分に理解して見積りを作成できるよう、図面等（位置図、平面図、縦横断図、構造図等）を添付して依頼する。

(4) 見積りの徴収に当たっては、入札及び契約の手続における透明性、公正性、必要かつ十分な競争性を確保するなど必要な措置を講ずるものとする。

4. 見積りに使用する単価等

(1) 労務職種区分ごとの労務費については、公共工事設計労務単価とする。

(2) 材料単価及び機械賃料については、発注者が定める設定単価とするが、必要に応じて変更することができる。

(3)歩掛の構成は、標準歩掛又は過去に適用した見積り歩掛と同じ構成とするが、必要に応じて変更、追加等できるものとする。

5. 徴収した見積りの決定方法

- (1)材料単価、歩掛の数量等に変更があった場合は、見積り提出者のヒアリング、資料提供等により変更理由を確認の上、異常値を除いた平均値を見積り活用単価、同步掛数量等として決定する。
- (2)歩掛の構成に変更があった場合は、見積り提出者のヒアリング、資料提供等により変更理由を確認の上、妥当と判断される構成の歩掛を見積り活用歩掛として決定する。
- (3)発注者は、見積り活用歩掛等の妥当性が検証できるよう、工事の施工時における歩掛構成、歩掛数量、資材単価等の実績について把握に努める。

6. 設計変更時の取扱い

- (1)見積りの活用により積算した工事の設計変更時における単価及び価格は、原則として当初設計における単価及び価格とするが、当初設計時の施工条件等に変更があった場合は、受注者から見積り等の根拠資料を提出させ、妥当と判断されれば見積り活用歩掛等を変更することができる。
- (2)新たに追加した工種が積算価格と実勢価格に乖離がある場合は、受注者から見積り等の根拠資料を提出させ、妥当と判断されれば、歩掛及び単価を変更することができる。

7. その他

本通知は、発注者等が定める他の見積りの活用による積算方法等を妨げるものではない。

(株) ○○○○建設
代表取締役 ○○ ○○ 殿

(発注者名等)

工事費算出に係る見積り依頼について

標記について、○○事業により工事を予定している工事費算出の参考とするため、下記の歩掛等について、見積書の提出を依頼します。

なお、提出にあたっては、別紙、見積提出様式及び見積単価表により作成をお願いします。

記

1. 施工場所

○○県○○市○○地内

2. 見積り工種及び工事予定数量

工種	数量	単位	その他

3. 施工予定期間

○年○月～□年□月

4. 施工条件等

【現場狭隘、人家隣接、騒音・振動対策、建設機械等搬入経路の最小幅員W=○m、交通規制、想定している仮設条件、時間制限等の条件を記載】

5. 見積り依頼添付資料

【位置図、平面図、縦横断図、構造図等の参考図書】

6. 見積り有効期限

【見積り提出期限から○ヶ月程度、○年○月○日まで】

7. 見積り提出期限

○年○月○日（○曜日）

※見積り期間は、依頼日から 10 日以上（土日・祝日を含めず）を基本として設ける。

8. 提出先

〒○○○-○○○○

○○県○○市○○

○○県○○部○○課 ○○グループ ○○宛て

TEL○○○-○○○-○○○○

電子メール送信先：○○○@○○.○○.lg.jp

9. 見積り作成にあたっての注意事項等

- (1) 見積りの作成にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行わないこと。
- (2) 見積りは、直接工事費【(労務費・材料費・機械経費・諸雑費等)、共通仮設費】の見積りとします。
- (3) 見積り依頼させていただく単価表に表示している構成等は標準歩掛等を参考としているため、適宜、変更していただくことができます。
なお、構成等を変更する場合は、任意様式により根拠等についても提出してください。
- (4) 単価については定価ではなく、実際の取引価格としてください。
- (5) 労務費については、公共工事設計労務単価としてください。
- (6) 消費税及び地方消費税は含めないでください。

(注)【】内は、適宜、必要な事項等を記載して下さい。

見積提出様式

年 月 日

(発注者名) 殿

(株) ○○○○建設

見積りの提出について

○年○月○日に依頼ありました工事費算出に係る見積りについて、別紙のとおり提出します。